

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年2月11日に提起した処分庁による施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所の利用不可決定処分に係る審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

## 第2 事案の概要

1 令和元年11月1日、審査請求人は、審査請求人の子（以下「申込児童」という。）について、処分庁に対し、令和2年度の認定こども園・保育所（園）の利用申請として、「認定こども園・保育所（園）入所申込書兼児童台帳」、「認定こども園・保育所（園）入所申込児童質問票」、「入所理由証明書1」（父・母分）、「認定こども園・保育所（園）入所にあたっての確認【重要】」及び「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」を提出した。

なお、申込児童は、平成31年〇月〇日生まれで、令和2年4月1日から1歳児クラスの利用を希望しており、利用希望施設は、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇（以下「本件各保育所」という。）である。

2 一方、本件各保育所の1歳児クラスへの利用申請については、入所希望者数が募集人数を超えていたため、処分庁は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき利用調整を行い、令和2年2月6日、本件各保育所（本件各保育所は「施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所」に該当する。）の利用不可決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分に係る通知として同日付けで、審査請求人に「施設型給付費・地域型保育給付費利用調整結果通知書」（以下「結果通知書」という。）を送付した。

3 令和2年2月11日、審査請求人は、八尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 第3 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書中において以下の3点を主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのかが明らかでない（行政手続法（平成5年法律第88号）第5条）。
- (2) 申込児童について、いかなる具体的理由で保育の利用が不可となったのか明らかでない（行政手続法第8条）。
- (3) 申込児童は、保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず保育の利用を不可とされるとなると、保育を利用する権利を侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じる。また、審査請求人も、保育を利用できないことで就労が困難になり、生活が困窮する（憲法第13条、憲法第14条、憲法第25条、児童福祉法第1条）。

その上で、「夫婦フルタイム月160時間以上就労、低所得にもかかわらず、保育所に入れない。それよりも収入が多い家庭が保育所に受かっているのが納得できません。」と述べている。

## 2 処分庁の主張

### (1) 利用調整について

児童福祉法第24条第3項において、市町村は、保育の需要に応じるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合、その他必要と認められる場合には、保育の必要性の認定を受けた子どもが保育所を利用するに当たっての利用調整を行うこととされており、保育の必要性の高い者から保育所の利用を承諾することを原則としている。この利用調整とは、保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じうるため実施する仕組みとして同法に規定されていることから、保育所の定員を上回る需要があることを理由に、入所保留とする処分を行ったとしても、同法第24条第1項に違反したとはいえない。なお、1次選考後に結果通知書を送付する際は、「入所選考（利用調整）の結果について」を同封し、2次選考の対象となる空きのある施設について、ホームページで情報提供する旨の案内と、現在の希望園を変更するための希望園変更届を送付しており、これに対して審査請求人も希望園変更届を提出している。

審査請求人の利用調整においては、申込書類に基づき、保護者2人のそれぞれの状況により基本点を算定しており、審査請求人については、「8時間以上かつ週5日以上、（または月160時間以上）居宅外の労働をしている」の70点、審査請求人の夫についても、「8時間以上かつ週5日以上、（または月160時間以上）居宅外の労働をしている」の70点であり、低い方を主たる保育者として基本点の算定をしているため、基本点は70点となった。優先利用等による加算点については、「育児休業明け」の2点が該当し、利用調整における点数は72点となった。

審査請求人の第1希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和2年度第1次選考の入所希望者は〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高いものから順に入所決定したところ、入所決定した人の最低点は72点であった。入所希望者において72点のものは〇名であり、73点以上の入所決定者〇名を除く残り〇名について、「令和2年度 保育利用あんない 認定こども園・保育所（園）」（以下「保育利用あんない」という。）10ページで示す基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位の決定基準に基づき当該〇名による利用調整を行った。適用順位1位から6位までにおいて〇名が決定し、審査請求人については該当しなかった。当該〇名のうち、適用順位6位までに該当する〇名及び第2位に該当しない（〇〇〇〇〇を第1希望としない）〇名を除く〇名において、適用順位7位の祖父母の状況（遠方で支援が困難等）でより保育が必要な世帯を判断し、残り〇名の調整を行った。祖父母の状況を公平に勘案するために、「八尾市保育の利用に関する調整基準の運用のための事務要領」（以下「事務要領」という。）第2条に規定する点数の合計が同じ場合の選考を行うため、「祖父母の状況でより保育が必要な世帯」勘案票（以下「本件勘案票」という。）に基づき、父方、母方の祖父、祖母それぞれの居住地、保育できない理由について点数が高くなるように、より支援が困難な祖父母の状況である世帯の点数を決めており、その合計点数により判断を行った。入所決定した〇名における最低点は〇点となり、審査請求人については、A. 居住地（父方）で祖父が〇〇〇、祖母が

〇〇〇の計〇点、B. 保育できない理由（父方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、A. 居住地（母方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、B. 保育できない理由（母方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、合計〇点となり、審査請求人は入所不承諾となった。

審査請求人の第2希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和2年度第1次選考の入所希望者はのべ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高いものから順に入所決定したところ、入所決定した人の最低点は〇点となり、審査請求人は入所不承諾となった。

審査請求人の第3希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和2年度第1次選考の入所希望者はのべ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高いものから順に入所決定したところ、入所決定した人の最低点は〇点となり、審査請求人は入所不承諾となった。

審査請求人の第4希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和2年度第1次選考の入所希望者はのべ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高いものから順に入所決定したところ、入所決定した人の最低点は72点であった。入所希望者において72点のものは〇名で、73点以上の入所決定者〇名を除く残り〇名を点数72点の〇名から保育利用あんない10ページで示す基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位の決定基準に基づき利用調整を行った。審査請求人においては適用順位1位のひとり親世帯に該当せず、適用順位2位の〇〇〇〇〇の希望順位が高い世帯についても第4希望であり、第1希望である〇人から優先的に入所決定されたため審査請求人は入所不承諾となった。

また、審査請求人へは選択肢として、認可保育施設のみならず、認可保育施設以外の保育施設の情報提供を行い、市で可能な調整を行っている。

## (2) 行政手続法第5条について

利用調整を行うに当たって、保育の必要性の優先度に関していかなる審査基準によるものかという点については、市町村の裁量に委ねられていると考えられることから、処分庁では保育の必要性を判断するための審査基準として事務要領を定め、その基準に基づき、点数を算出し、点数の高い者から入所を承諾している。審査基準及び選考方法は保育利用あんない8ページに明記している。保育利用あんないは、本市ホームページに掲載するとともに、こども未来部子育て支援課窓口において配布しているものであるため、行政手続法第5条の規定に沿った運用を行っている。なお、各園の入所可能枠については、保育利用あんない11ページで示す募集人数を基本とするが、選考において在園児から他園へ転所が叶う者がいる場合、転所元の在籍園の入所可能枠がその分増えるため、保育利用あんないに掲載する募集人数を越える入所決定者数が生じうる。

## (3) 行政手続法第8条について

利用調整の結果については結果通知書にて通知している。行政手続法第8条にて、許認可等を拒否する処分をする場合は、当該処分の理由を示さなければならないと規定されているため、その理由欄に「申込施設の入所定員超過のため」と記載し、同条の規定に沿った運用を

行っている。

(4) 憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条について

児童福祉法第24条第3項において、市町村は保育所を利用するに当たっての利用調整を行うこととされており、保育の必要性の高い者から保育所の利用を承諾することを原則としている。前記(1)のとおり、この利用調整が適正に行われているため、憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条に違反するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 児童福祉法の規定

ア 児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定している。

イ 児童福祉法第24条第1項は、「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」と規定している。

ウ 同条第2項は、「市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）

又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。」と規定している。

エ 同条第3項は、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。」と規定している。

オ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条は、「市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園・・・又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合・・・には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。」と規定している。

## (2) 行政手続法の規定

ア 行政手続法第5条は、第1項で「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」と、第2項で「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」と、第3項で「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」と規定している。

イ 行政手続法第8条は、第1項で「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と、第2項で「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。

## (3) 憲法の規定

ア 憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

イ 憲法第14条は、第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。

ウ 憲法第25条は、第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定している。

## 2 本件処分に審査請求人が主張するような違法又は不当な点があったか否かについて

処分庁は、審査請求人が希望する本件各保育所の1歳児クラスの入所希望者数がいずれも募集人数を超過していたため、保育の必要性が高い児童から順に利用を認める調整をした結果、申込児童について利用を認めないとする本件処分を行ったとのことである。

これに対し、審査請求人は、申込児童が保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、本件各保育所の利用を認めない本件処分は、前記第3の1のとおり、違法又は不当であると主張する。

以下、本件処分に審査請求人が主張するような違法又は不当な点があったか否かについて、審査請求人が根拠として挙げている法令の規定ごとに検討を行う。

### (1) 行政手続法第5条について

審査請求人は「いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのかが明らかでない」と主張し、本件処分が違法又は不当である根拠として行政手続法第5条を挙げている。

同条は、行政庁は審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）を定める（第1項）、審査基準を定めるに当たっては許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない（第2項）、行政上特別の支障があるときを除き法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない（第3項）と規定しており、本件処分に係る保育の利用調整がこれらの要件を満たすか確認する。

処分庁は、保育の利用調整を行うため、事務要領第2条において主たる保育者の保育を必要とする事由等による基本点（別表1）と優先利用等による加算点（別表2）を定め、これらに基づき主たる保育者（保護者（父・母等）それぞれの状況に基づいて点数を付け、そのうち低い方）の保育の必要性等を点数化し、その総点数の高い者から入所児童を決定する旨、規定する。

別表1は、保護者が保育を必要とする事由・状況（就労（居宅外労働）、就労（居宅内労働）、就労予定、妊娠・出産、疾病、障がい、病人の介護または看護、家庭の災害、求職中、就学、祖父母と子どもの家庭、虐待・DV）の各類型により10点から80点までの基本点を定め、別表2は、保護者・申込児童等の状況（世帯状況、就労（就労予定を除く）、就労予定、求職中、子どもの障がい、子どもの状況）の各類型により1点から15点までの加算点を定めており、また同条においては、基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位の決定基準（世帯・申込児童等の状況による区分）についても併せて規定している。

これらの基準（以下「利用調整（選考）基準」という。）は、利用調整を実施するための審査基準として機能するものであり、その各類型に記載されている指標等はいずれも具体的かつ明確なものであるため、審査請求人においてこの利用調整（選考）基準に自らの就労状況等を当てはめればその点数が算定できるものである。

また、基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位の決定基準の内、「祖父母の状況（遠方で支援が困難等）でより保育が必要な世帯」については、その必要性について点数化するための基準が別途、本件勘案票で定められている。

本件勘案票は、父方及び母方の祖父母の居住地の状況（不在、近畿以外、右記以外近畿、八

尾市隣接市町、右記以外八尾市内、八尾市内〇丁目まで同じ、同居）及び保育できない理由（不在、外勤、自営、病弱、高齢（65歳以上）、遠方（隣接より遠い）、選択なし（64歳以下）、その他記載（介護等）、同居障がい（手帳重度）、同居障がい（手帳軽度）、別居障がい（手帳所有））の各類型により0点から10点までの点数を定めている。

本件勘案票は、利用調整（選考）基準を更に点数化する基準であり、点数の結果によって利用調整に影響を与えるものであることから、利用調整（選考）基準と一体のものであり、審査基準といえる。また、その各類型に記載されている指標等はいずれも具体的かつ明確なものであるため、審査請求人において本件勘案票に自らの祖父母の状況を当てはめればその点数が算定できるものである。

また、利用調整（選考）基準については、本市ホームページに掲載され、処分庁の窓口で配布している保育利用あんなにも掲載されているため、一般に公表されている状況にあるといえる。一方、処分庁によれば本件勘案票は、一般に公表されていないとのことであるが、「申込者が記載する内容のみを以て祖父母の状況を判断して」おり、「本件勘案票を公にすることで、申込者の点数が高くなる自己申告がされる可能性が高まり、処分庁が実務上申告内容の確認を行う術が無いため、他の申込者との公平性を損なうおそれがある」ことから、公表すれば不利益が生じるとのことである。

この点、行政手続法第5条第3項では審査基準を公にしない理由として「特別の支障」が必要とされているが、裁判例では「特別の支障という以上、他の申請に対する処分とは異なる具体的な支障が生ずることが必要であると解される」ところ、審査基準に合わせて申請がなされるおそれがあることは、申請に対する処分一般についていえることであり、他の申請に対する処分とは異なる具体的な支障が生じることについて主張立証がなされているのであればともかく、かかる抽象的なおそれがあることをもって公にしなくともよいと解することはできない。」（大阪地裁平成14年6月28日判決）と示されている。当審査会においても、上記判示が適当と考える。

以上の点を踏まえ、処分庁の主張を検討すると、「申告者の点数が高くなる自己申告がされる可能性が高まり」については、たしかに虚偽の申告をして点数を高くしようとする者が出てくることは考えられる。しかし、この点は審査基準を公にしている他の申請についても同様にいえることであり、かかる不利益が生じるとは抽象的なおそれに過ぎない。また、「処分庁が実務上申告内容の確認を行う術が無い」については、祖父母が居住する場所や就労状況については、戸籍謄本等や在籍証明で確認を行うこともおおむね可能であり、現に同居障がいの類型については手帳の所持の確認を要していることから、一概に申告内容の確認を行う術がないとは言いきれない。そのため、本件勘案票を公にすることにより特別の支障が生じるとは判断できない。

したがって、利用調整（選考）基準は行政手続法第5条の要件を全て満たす一方、審査基準である本件勘案票を特別の支障がないにも関わらず公にしていないことから同条第3項の要件を満たさないため、本件処分は手続的な瑕疵があったといえる。

もっとも、「手続的な瑕疵が処分の取消事由となるかどうかは、手続規定の趣旨、目的や瑕疵の程度、内容を勘案し、当該瑕疵が、処分の内容のいかんを問わず、処分を違法として取り消さなければならないほどのものであるか否かを個別的に判断して決すべき」である（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決）とされる。

行政手続法第5条第3項は、行政過程の透明性の向上を図り、申請者にとって処分庁の応答の予測可能性を高め、もって国民の権利利益の保護に資することを目的としている。この点、本件勘案票は公になっていなかったものの保育利用あんないでは、利用調整（選考）基準に基づく基本点と加算点の合計点数が同点の場合には祖父母の状況を考慮する旨を示していた。また、本件勘案票における祖父母の状況に基づく合計点数は、本件勘案票が公にされているか否かによって変動するものではなく、利用調整の結果を左右するものではなかったことを総合的に考慮すると、本件勘案票を公にしていなかったという手続的な瑕疵は、本件処分を違法として取り消さなければならないほどの重大なものであるとまではいえないと判断する。

## (2) 行政手続法第8条について

審査請求人は「申込児童について、いかなる具体的理由で保育の利用が不可となったのか明らかでない」と主張し、本件処分が違法又は不当である根拠として行政手続法第8条を挙げている。

同条は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合における理由の提示の義務（第1項）、書面で処分する場合における理由の書面提示の義務（第2項）を規定しているため、本件処分がこれらの要件を満たすか確認する。

まず、理由の提示としてどの程度のものが求められるか。判例によれば、「どの程度の記載をなすべきかは処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべき」（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決）ことを前提としていかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたかを申請者においてその記載自体から了知しうるものでなくてはならない（最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決）とされている。

当然のことながら、示されるべき理由は詳細であることが望ましい。他方、詳細な理由の提示を処分庁に求めることは、行政活動の効率化、円滑性を損なう場合がある。そのため、求められる理由の提示の程度は、双方の均衡の上になければならない。

この点、処分庁は、本件処分に係る通知として令和2年2月6日付けで、審査請求人に結果通知書を送付しているが、この結果通知書の理由の欄には「申込施設の入所定員超過のため」と記載されている。たしかに、審査請求人が利用調整（選考）基準及び本件勘案票に基づいていかなる順位及び点数であったかなどの記載はない。

しかし、処分の理由として「申込施設の入所定員超過のため」との記載がなされていれば、他の申請者との競合の結果又は空き定員がなかったため利用不可となったことは申請者において推測することができるものと考えられる。また、保育利用あんないの認定子ども園等の入所申込みの状況によれば、保育所（園）申込児童数から保育所（園）入所児童数を差し引いた入所できていない児童人数は、令和元年度で204件など、過去5年間200件前後で推移していることから、結果通知書に詳細な理由を記載することにより、行政活動の効率化、円滑性を損なうことは否定できない。さらに、処分の理由をより具体的に記載するとなると、その性質上、他の児童の養育状況、保護者の勤務状況等のプライバシーに関する具体的事情との比較が問題にならざるを得ず、他の児童及び保護者が審査請求人の相当に近くに居住する者であると推測されることから、処分の理由と他の情報を照合することによって、個人の特特定がなされることが懸念される。そのため、「申込施設の入所定員超過のため」という理由の提示は、不十分とまではいえない。

したがって、本件処分に係る理由の提示は、行政手続法第8条の要件を全て満たすことから、審査請求人の「申込児童について、いかなる具体的理由で保育の利用が不可となったのか明らかでない」との主張には理由がないと考える。

(3) 児童福祉法第1条並びに憲法第13条、第14条及び第25条について

審査請求人は「申込児童は、保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず保育の利用を不可とされるとなると、保育を利用する権利を侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じる。また、審査請求人も、保育を利用できないことで就労が困難になり、生活が困窮する。」と主張し、本件処分が違法又は不当である根拠として児童福祉法第1条並びに憲法第13条、第14条及び第25条を挙げている。

まず、児童福祉法第1条は、児童の権利を定め、全て児童は適切に養育されること等の福祉を等しく保障される権利を有すると規定する。もっとも、同法は、いわゆる待機児童が発生している場合などを想定して、これらの者の利用調整を行う規定（同法第24条第3項）を置いている。このような法の定めによれば、市町村が、定員を上回る必要がある場合に利用調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じるといふ事態を想定しているものと解される。したがって、利用調整を適正に行った結果、申込児童を利用不可とすることは、同法第1条で保障する権利を侵害するものとはいえない。

次に、憲法第13条は、同第14条以下の個別の人権規定に具体的な根拠を求めることが難しい権利の根拠規定として挙げられる規定でもあるが、審査請求人が主張するような、特定の保育施設を利用する権利が同第13条によって保障されているとはいえない。

次に、憲法第14条第1項は、合理的理由のない差別を禁止するものであり、各人に存する種々の事実関係上の差異を理由に取扱いを区別することは合理性を有する限り、同項に違反するものではないとされる。結果的に、希望どおりの保育園を利用できる児童が存在する一方、申込児童が希望する保育園を利用できなかったとしても、それは審査基準に基づいた利用調整に伴う不可避的な結果であり、適正な手続に基づくものである限り、同項に反するとはいえない。

次に、憲法第25条第1項は、国民が誰でも人間的な生活を送ることができることを権利として保障したものであるが、この権利はそれを具体化する法律によってはじめて具体的な権利となる性質を持つと考えられる。保育を利用する権利についていえば、その権利を具体化したものが児童福祉法であり、児童福祉法第1条違反については、既に検討を行った上で適法及び適当と判断したことから、本件処分は憲法第25条第1項に反するとはいえない。

(4) 児童福祉法第24条第3項及び児童福祉法施行規則第24条について

審査請求書中に明確に挙げられていないものの本件処分が児童福祉法第24条第3項及び児童福祉法施行規則第24条の規定に基づき実施された利用調整に係る処分であることから、この利用調整が審査基準に従い適正に行われたかについて検討を行う。

ア まず、本件各保育所の募集人数、入所希望者数、入所決定者数及び入所決定した最低点について整理を行う。

保育利用あんない及び〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の入所希望者数、入所決定者数及び入所決定した最低点がかかる証拠資料によれば、審査請求人が第1希望と



とである。審査請求人は、〇〇〇〇〇の希望順位は第4希望であったことから、申込児童を利用不可としたことは適当である。

〇〇〇〇〇の利用調整では、利用調整（選考）基準に基づく審査請求人の点数の合計と入所決定された者の最低点は同じ72点である。また、弁明書によれば、72点のものは〇名であり、73点以上の入所決定者〇名を除く残り〇名において、事務要領第2条の基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位の適用順位7位の祖父母の状況でより保育が必要な世帯で並んでいるとのことである。そして、入所決定された者の本件勘案票に基づく最低点は〇点である。審査請求人は本件勘案票に基づく点数は〇点であったことから、申込児童を利用不可としたことは適当である。

エ 以上のことから、審査請求人が希望するいずれの本件各保育所についても入所希望者数が募集人数を超過していたため、処分庁が保育の必要性が高い児童から順に利用を認める調整をした結果、申込児童について利用を認めないとする本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
令和3年1月7日	諮問書の受理
令和3年1月13日	審査
令和3年2月9日	審査
令和3年3月16日	審査・答申

#### 第8 当審査会の委員構成

役 職	氏 名	備 考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上 崎 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長 石 田 榮仁郎

委員 上 崎 哉

委員 村 岡 悠 子